

# 儲かる農業の実現に向けて 茨城県は枝物の生産拡大を支援します！

～いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業～

【第2回申込締切】 令和7年8月8日（金）

## 事業の目的

枝物は、国内外で需要が急激に伸びていますが、担い手の不足などにより生産が追付いていない状況です。一方で、県内には荒廃農地が多く問題となっています。そこで、その農地を再生し枝物の生産拡大をするとともに、労力削減を図ることで、本県の枝物生産農家の所得向上につなげていきます。

## 支援対象となる方

規模拡大意向のある農業者及び農業者団体、新たに枝物生産を希望する個人及び法人

## 対象の取組と補助単価

### ①農地を再生したい場合

荒廃農地等を枝物畑に再生する費用の**1/2以内**<sup>※</sup>を補助

→ **1aあたり上限2万円**

※新規就農者が50a以上の農地を再生する場合は2/3以内



### ②機械類を導入したい場合（①の支援を受けた方で10a以上の再生・改植を行う者が対象）

労力削減に向けた枝物生産に係る機械類の導入費用の**1/2以内**を補助

→ **1つの事業実施主体あたり上限150万円**

**機械の利用下限面積の要件あり（例：乗用草刈機 70a、チッパー10a）**

#### <補足>

予算額を超える申請があった場合、①の実施面積・過去採択状況により優先順位を付けて採択します。（詳細は交付等要綱別記1第4採択要件を参照。）

②については、ボーダーライン上の方は満額補助にならないこと、それ以下の順位の方は①の補助のみとなりますので、予めご了承ください。

## 応募時に必要な書類

（必須）交付申請書、再生する農地が確認できる書類

そのほか、再生作業に係る積算書、農地の権利関係の証明書類、②の支援を受ける場合は、導入機械類の見積書、カタログ等が必要になります。

## 事業実施上の要件

- 荒廃農地等を1a以上再生すること。
- 再生した農地において、収量及び品質の向上に努めながら、3年以上枝物を生産すること。

### Q1 補助対象となる枝物の品目はどのようなものか。

花桃、千両、若松、柳、オリーブ、ユーカリなど、枝物に分類される全品目を対象とします。新たに枝物の生産を開始する方は、お近くの農業改良普及センターにご相談ください。

### Q2 補助対象となる「農地」はどのような農地か。

荒廃農地、遊休農地、田、株枯れ等が発生している枝物生産農地等を対象とします。

※ 株枯れ発生農地の場合は、改植費用を補助します。

### Q3 農地を再生する際に、補助対象となる経費は。

機械経費（リース代、機械損料等）、工事雑費（保険料）、委託費、労務費（本人も含む再生作業に係る人件費）が補助対象経費です。  
なお、資材費、消費税は補助対象外です。

### Q4 補助対象となる機械類はどのようなものか。

除草、薬剤散布、剪定枝処理、出荷調整の作業に係る機械類、かつR10目標面積が機械毎に定める利用下限面積を上回る機械類が補助対象となります。  
なお、消費税は補助対象外です。

### Q5 農地の再生支援を活用する場合、「事業完了」の考え方は。

令和8年2月13日までに、農地の再生作業を完了し、実績報告書を市町村に提出することにより、「事業完了」とします。

なお、令和9年3月19日までに栽植完了報告、令和10年12月31日までに実施状況報告を提出いただく必要がございます。

### Q6 機械類の導入支援を活用する場合、「事業完了」の考え方は。

令和8年2月13日までに、機械類の納品が完了し、実績報告書を市町村に提出することにより、「事業完了」とします。

### Q7 農地をどのように探せばよいか。

枝物を生産したい農地が所在する市町村の農業委員会や農政担当窓口までご相談ください。

### Q8 申請先はどこか。

再生する農地が所在する市町村に、直接、又は郵送により提出してください。なお、申請する際は必ず事前に市町村の農政担当窓口までご相談ください。

県HPを必ず確認ください

枝物トップランナー 産地振興課

検索

県ホームページに本事業の必要資料（交付等要綱等）を掲載しています。注意事項の記載もありますので、資料内容の確認をお願いします。

事業詳細についてはお近くの市町村農政担当課へお気軽にお問い合わせください

（農地の再生）

|         |       |                  |
|---------|-------|------------------|
| 県北農林事務所 | 企画調整課 | TEL:0294-80-3301 |
| 県央農林事務所 | 企画調整課 | TEL:029-350-3017 |
| 鹿行農林事務所 | 企画調整課 | TEL:0291-33-6285 |
| 県南農林事務所 | 企画調整課 | TEL:029-822-7083 |
| 県西農林事務所 | 農業振興課 | TEL:0296-24-9169 |

（機械類の導入）

|       |                  |
|-------|------------------|
| 農業振興課 | TEL:0294-80-3303 |
| 農業振興課 | TEL:029-221-3034 |
| 農業振興課 | TEL:0291-33-4117 |
| 企画調整課 | TEL:029-822-7083 |
| 農業振興課 | TEL:029-24-9169  |

<総合問い合わせ>

農林水産部産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL:029-301-3954 県HPはこちら→

